

R05 熊情審第 000052-6 号
令和 6 年 1 月 1 6 日

熊取町長 藤原 敏司 様

熊取町情報公開審査会
会長 西野 弘一

答申書

情報公開条例（平成 10 年条例第 28 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定により、熊取町長から諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

熊取町長は、令和 4 年 1 2 月 2 8 日付 4 熊総第 3 4 7 3 号により行った情報公開決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求については、不適法であることから、却下すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、条例第 5 条第 1 項の規定により、令和 4 年 1 2 月 1 5 日に、熊取町長に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

・個人情報保護条例制定時に個人情報保護規則第 5 条に規定する告示を行った年の告示の一覧を記録した文書（告示台帳）

2 本件処分

熊取町長は、本件公開請求に対し、条例第 11 条の規定により本件処分を行い、令和 4 年 1 2 月 2 8 日付 4 熊総第 3 4 7 3 号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和 5 年 4 月 7 日付で、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）により、熊取町長に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 処分の取消し

熊取町長は、令和 5 年 1 0 月 1 2 日付けで本件処分を取り消した。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す及び条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、以下の理由から、情報公開請求の対象となる情報は存在しない、又は公開された情報は誤っており、公開されるべき他の情報が存在すると考え、本件処分を取り消し、改めて公開の決定を求めるというものである。

- ・熊取町が公開した情報は、平成11年の告示台帳であったが、当該告示台帳には、「個人情報保護条例制定時に個人情報保護規則第5条に規定する告示」の記載がない。
- ・公開を求めた情報は、「当該告示をおこなった年」の告示台帳であり、「当該告示が行われたであろうと推測される年の告示台帳の公開を求めたものではない。

3 熊取町長の弁明に対する反論

情報公開審査会の皆様にお伺いします。情報公開請求の理念は町の保有する情報を適切に公開することによって、住民の知る権利の保障を確保するものと考えております。では、公開を求めた情報と違う情報が公開された場合、住民の知る権利は保障されているのでしょうか。今後、私以外の人物が同じ意図を持ち、同じ文面で情報公開請求をした際、過去の前例のもと同じ内容で情報が公開されることとなります。それで、住民の知る権利が保障されているといえるのでしょうか。私は、公開を請求した情報と違う情報が公開された場合は、改めて公開決定等の処分を求めることに、不服申し立ての利益が存在するものと考えます。

そして、町が保有していなければならない情報を保有していないと情報不存在の決定通知をもって、住民が知ることは、情報公開請求の理念には含まれないのでしょうか。

つまり、情報公開請求は、町の保有する情報のみを対象としていて、町が保有していなければならない情報を保有していないと住民が知る権利までは保障しているものではないのか。情報公開審査会の皆様のご見解をお示しください。

第4 熊取町長の主張

熊取町長が、情報不存在決定通知書、諮問書及び審査請求に対する理由説明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

以下のとおり、却下する旨の裁決を求める。

2 審査請求に対する弁明

今回請求の「個人情報保護条例制定時に個人情報保護規則第5条に規定する告示をおこなった年の告示の一覧を記録した文書。(告示台帳)」について、第3473号において「告示台帳(平成11年)(個人情報保護規則の制定された年)を請求の情報と特定し情報公開決定の通知を行った。

しかしながら、個人情報保護条例及び個人情報保護規則を制定した年(平成10年及び平成11年)に係る告示台帳には、審査請求人のいう「個人情報保護条例制定時に個人情報保護規則第5条に規定する告示をおこなった」ということが確認できるものは記載されておらず、審査請求人が審査請求書で主張する、情報公開を求めたものが「当該告示をおこなった年」の

告示台帳であり、当該告示が行われたであろうと推測される年の告示台帳ではないという考え方に基づく情報公開請求であるのであれば、第3473号は、再度情報の特定をした上で、公開決定等の処分を行うべきものとする。

ただし、第3473号については、審査請求人からの情報公開請求に対する情報公開決定に係る処分であり、当該処分に対する不服申立ての利益はないものとする。却下する旨の裁決を求める。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、条例第6条及び第7条において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、熊取町長の公開義務を免除している。もちろん、この条例第6条及び第7条が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する住民の権利を十分尊重する見地から、公開するか否かの判断を厳正にしなければならない。

なお、当審査会は、熊取町長が行った事務が適切であるか否かを判断するところではない。

2 本件処分の妥当性について

熊取町長は、令和5年10月12日付けで本件処分を取り消し、改めて開示決定を行っており、審査請求の対象となる処分が存在しないことから、当該審査請求は不適法なものとする。得ざるを得ない。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年 4月24日 諮問書の受理
- ② 令和5年 5月22日 理由説明書の写しを受理
- ③ 令和5年 7月31日 審査請求人から意見書の受理
- ④ 令和5年 8月28日 審議（審査請求人、熊取町長の口頭意見陳述）
- ⑤ 令和5年10月12日 情報公開決定処分の取消しに係る通知文を受理
- ⑥ 令和6年 1月16日 熊取町長へ答申

第7 審査会委員

熊取町長の諮問を受けて審査を行った審査会委員は、以下のとおりである。

氏名	役職名	備考
西野 弘一	弁護士	会長
清弘 正子	大学准教授	副会長
橋本 匡弘	弁護士	
片山 直子	大学教授	
松本 淳	大学院教授	